

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和7年 6月 30日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: center;">提出者 住 所 東京都品川区大崎1-5-1 大崎センタービル 氏 名 日鉄パイプライン&amp;エンジニアリング株式会社 都市ガス事業部長 新海 元 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-6865-6740</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社 都市ガス事業部
事業場の所在地	東京都品川区大崎1-5-1 大崎センタービル
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
②事業の規模	59億3千万円（都市ガス事業部 幹線・中圧導管工事業 令和6年度完成工事高）
③従業員数	319人（都市ガス事業部 令和7年3月31日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	ガス工事（埋設配管工事）現場で発生する産業廃棄物の処理工程 がれき類 → 破碎 → 再生砕石として再生利用 汚泥 → 脱水、固化 → 再生処理土として再生利用 (全量処理委託)

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
別紙3の通り	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	排出量	412.74 t	2,069.67 t
	(これまでに実施した取組)		
別紙2の通り			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	排出量	450.00 t	2,500.00 t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙2の通り			

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2の通り
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
排出量	229.05 t	- t	- t	1.87 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
排出量	250.00 t	1.00 t	1.00 t	2.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	建設混合廃棄物	
排出量	33.80 t	14.27 t	679.27 t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	建設混合廃棄物	
排出量	40.00 t	15.00 t	715.00 t	- t

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	建設混合廃棄物	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	建設混合廃棄物	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	建設混合廃棄物	
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	建設混合廃棄物	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	全処理委託量	412.74 t	2,069.67 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	412.74 t	2,069.67 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
別紙2の通り			

## (第4面) - 2

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
全処理委託量	229.05 t	- t	- t	1.87 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	229.05 t	- t	- t	1.87 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	建設混合廃棄物	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	建設混合廃棄物	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	建設混合廃棄物	
全処理委託量	33.80 t	14.27 t	679.27 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	33.80 t	14.27 t	679.27 t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	全処理委託量	450.00 t	2,500.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	450.00 t	2,500.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2の通り		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類	金属くず
全処理委託量	250.00 t	1.00 t	1.00 t	2.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	250.00 t	1.00 t	1.00 t	2.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	建設混合廃棄物	
全処理委託量	40.00 t	15.00 t	715.00 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	40.00 t	15.00 t	715.00 t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

イ 計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日
ロ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	<p>廃棄物処理に関する管理組織図</p> <p>別紙 3 の通り</p>
ハ 産業廃棄物の排出抑制に関する事項	<p>工構法の改善、余剰材の削減による排出抑制の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工構法の改善 ----- プレハブ化、ユニット化</li> <li>・ 余剰材の削減 ----- 資材梱包の簡素化 ボード類のプレカット</li> </ul>
ニ 産業廃棄物の分別に関する事項	<p>特定建設資材廃棄物の分別の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別ボックスの設置</li> <li>・ 分別ボックスに廃棄物の種類の表示を徹底</li> <li>・ 協力業者作業員に対し、分別収集の徹底を指導</li> </ul>
ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項	<p>特定建設資材廃棄物については、工事の規模を問わず再資源化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場内再利用、他現場再利用に努める</li> <li>・ 再資源化施設、中間処理施設への搬入の徹底</li> <li>・ リサイクルルートの確保</li> <li>・ 再生利用認定制度等の利用</li> </ul>
ヘ 産業廃棄物の処理に関する事項（産業廃棄物の分別及び再生利用に関する事項を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子マニフェストの使用促進を図る。</li> <li>・ 優良な収集運搬会社、処理会社への委託により、不適正処理を排除する。</li> <li>・ マニフェスト B2、D、E 票を確実に回収し、運搬、中間処理、最終処分の終了を確認する。</li> </ul>

日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社の廃棄物管理体制

